

22荒環清第344号

平成22年7月2日

荒川区清掃審議会会長 様

荒川区長

西川 太一郎

諮 問

荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条の規定に基づき、以下の事項について、貴会に諮問します。

記

荒川区一般廃棄物処理基本計画の新たな策定に関する基本的な考え方について

諮 問 趣 旨

荒川区は、荒川区清掃審議会の答申を踏まえて、平成19年10月、「荒川区一般廃棄物処理基本計画」を改定しました。

区では、本計画の基本理念「荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築」の実現に向け、集団回収の実施町会の拡大や回収品目の充実、ごみ減量のための3R推進事業の展開や安全で効率的なごみ収集・運搬体制の整備などに取り組んでいます。

この間、区を取り巻く社会経済状況は、駅周辺市街地再開発に伴う中高層マンションの建設等による人口増加、景気後退の影響による産業活動の低迷など大きく変化するとともに、区の清掃・リサイクル事業を取り巻く状況も集団回収による資源回収の区内ほぼ全域への普及や廃プラスチックのサーマルリサイクルの本格実施など大きく変化しています。

このような中で、ごみの総排出量は、人口増加にもかかわらず減少傾向で推移し、リサイクル率も上昇傾向にありますが、いずれも目標値の達成には至っておらず更なる施策の展開を図る必要があります。

本計画は、平成23年度に5年間の計画期間が終了しますが、「環境先進都市あらかわ」の実現を目指し、更なる3Rの推進と適正処理の徹底に向け、一般廃棄物処理基本計画を新たに策定する必要がありますので、その基本的な考え方について、調査・審議をお願いするものです。